

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

ふじみ野市長

市町村名 (市町村コード)	ふじみ野市 (11245)	
地域名 (地域内農業集落名)	駒林 (駒林集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月9日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業専従者(農業従事日数150日以上)の平均年齢が70歳と高齢化が進んでいる。
- ・今後の経営意向について、現状維持の意向の農業者が全体の64%である一方、後継者のいない農業者が全体の30%と担い手等に引き継ぐことができなかった時の遊休農地化が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地所有者やその親族で耕作したり、あるいは地域の担い手を中心に耕作を行い、利用権設定等を行うことによって、段階的に集約化を進めていく。
- ・地域の東側は水稻を主要作物としつつ、農地の集約や道水路の基盤整備等を検討し、生産の効率化を目指す。
- ・地域の西側は畑地帯となっており、周辺環境との調和をとりながら、農地の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地縮小希望者と担い手(農地拡大希望者・認定農業者等)との擦り合わせを市・農業委員会・農協等と連携し行う。 ・農地の集積には原則農地中間管理機構を活用する。 ・担い手への集約は地権者・耕作者合意のもと段階的に行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・貸付意向及び借受意向の把握を適切に行い、農地中間管理機構を活用した利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手を始めとする農業従事者の意向及び地権者の合意を踏まえ、農地の集約に伴う基盤整備事業について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市、県、農地中間管理機構及び農協と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業支援サービスの情報収集に努め、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

駒林地域

中福岡

